

25

まもろう
憲法25条いのちのとりで裁判
全国アクション
NEWS発行:いのちのとりで裁判全国アクション事務局
TEL:06-6363-3310/FAX:06-6363-3320
〒530-0047 大阪府大阪市北区天満3-14-16
西天満パークビル3号館7階あかり法律事務所
弁護士 小久保哲郎

いのちのとりで 🔍 検索

33号
2024年10月発行

朝日訴訟の地での勝訴

岡山地裁で19例目の勝訴判決



(判決前の原告団)

朝日訴訟の地でも勝訴

10月28日、岡山地方裁判所は、岡山県内在住の生活保護利用者ら38名(提訴時46名)が提起した裁判で、保護変更処分を命じた原告勝訴の判決を言い渡しました。これまで言い渡された地裁判決と高裁判決のうち原告勝訴は、岡山地裁で19例目です。

ゆがみ調整は違法

判決では、国が最近になって朝日訴訟最高裁判決の判断枠組みによるべきだと主張し始めた点について、行政庁が裁量的判断を行うに当たって適切な判断過程と手続を経るべきことについて何ら司法的統制が及ばないことになりかねないと厳しく否定しました。

また、ゆがみ調整について国の主張を轻信することなく、判決は完全なゆがみ調整を行った場合と国が行った2分の1調整を分析し、国の主張には明らかな誤謬(ごびゅう)があるとして否定し、厚生労働大臣の判断過程に被保護者の生活への影響等の観点から見て逸脱・濫用があるとしました。

ゆがみ調整とデフレ調整とを行ったことも違法

さらにゆがみ調整とデフレ調整とをいずれも行ったことについても、ゆがみ調整と合わせた改定後の生活扶助基準額が一般低所得世帯の消費水準と均衡したものであって、最低限度の生活が確保されたものか十分に検証・検討がなされていないため、厚生労働大臣の判断過程に過誤があるとして裁量の逸脱・濫用を認めています。

原告「嬉しい」「最高裁まで勝たねば」

判決後、裁判所前で弁護団と原告とが勝訴を喜びました。報告集会では、原告代表の70代男性が「物価も上がり家計は苦しい。現状よりましな生活が送れるよう是正してほしい」と訴えました。また、他の原告の口からは「嬉しい」、「ホッとした」などといった声が挙がると共に、「最高裁まで勝たなければならない」といった発言が出て、弁護団としてもさらに頑張らなければならないと強く再確認させられました。

弁護団長の清水善朗団長は「この10年あまり闘ってきて、ようやく私たちの声が、司法的に認められたことは高く評価したいと思います」と発言しました。

セーフティーネットを守る戦いの重要性

岡山知事選・衆議院議員選挙の翌日というタイミングであったにもかかわらず、多くの報道陣が詰めかけ、改めて、セーフティーネットを守る戦いの重要性を痛感しました。

残り2つの地方裁判所の判断も期待して待ちながら、最高裁での勝訴を目指して頑張りたいと考えております。引き続きご注目とご支援をお願い致します。

(原告弁護団 森岡祐貴)

全国の声をお届けよう！

最高裁にあてた統一署名

生活保護は“いのちのとりで”

今、最高裁でたたかっています。署名のご協力をお願いします。

■いのちのとりで裁判とは？

生活保護のうち生活扶助基準について、2013年に平均6.5%・最大10%の引き下げが決められ、3回に分けて実行されました。

この史上最大の生活保護基準引き下げに対して、全国29都道府県、1,000名を超える原告が訴訟を提起し、国・自治体を相手にたたかっています。

各地の裁判所の多くは、原告の訴えを認め、引き下げを生活保護法違反と認めています。2023年4月の大阪高裁判決は、先例となる最高裁判決の判断基準を改変した逆転不当敗訴でしたが、2023年11月の名古屋高裁判決は、国に「少なくとも重大な過失」があり違法性が大きいとして国家賠償まで命じる逆転完全勝訴でした。



大阪訴訟原告の新堀敏夫さん
大阪地裁での勝利は、この問題に一石を投じることができたと感じていました。しかし高裁での思わぬ敗訴に、言葉も出ませんでした。
今は、最高裁での勝訴のために、何でもやるうと決意しています。

■最高裁判所に求めること

私たちは、人権保障の最後の砦である最高裁が、司法の職責を果たし、法の力で行政の暴走を正す判決を言い渡すことを求めます。

■なんで署名を集めるの？

すべての署名は、最高裁判所に提出します。裁判官に、この裁判に多くの市民や団体がわがこととして関心を持っていることを訴えるためです。

生活保護は“いのちのとりで”です。すべての人の人権が保障される社会を実現するため、この署名活動にとりくみましょう。

オンラインでも署名することが可能です。同じ人が紙とオンラインの両方に署名しないようご注意ください。



■生活保護のこれからをどう考えているの？

「生活保護」という恩恵的な名称やめ、権利性が伝わる「生活保障法」にし、国が、市民に対して積極的に利用を呼びかけることが必要だと考えています。

「生活保障法」は、日本弁護士連合会が2008年に要綱案を作成し、2019年に要綱案（改訂版）を出しています。

※「生活保障法」の提案のポイントは、こちらをご覧ください。
<https://00m.in/Fx2xM>



最高裁に求めるのは司法の職責を果たすこと

2013年度からの生活保護基準引き下げは、過去最大の下げ幅で96%の生活保護利用世帯が削減の影響を受けました。生活保護を利用する人たちは、食事や風呂の回数を減らす、友人との付き合いを減らすなど、厳しい生活を余儀なくされました。これは、人間らしく生きていこうとする希望や前向きな気持ちを奪い、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を侵害するものです。

当会は、人権保障の最後の砦である最高裁が、司法の職責を果たし、法の力で行政の暴走を正す判決を言い渡すことを求めます。すべての署名は、最高裁判所に提出します。裁判官に、この裁判に多くの市民や団体がわがこととして関心を持っていることを訴えるためです。

ホームページに署名用紙・オンライン署名

いのちのとりで裁判全国アクションのホームページに署名用紙があります。ダウンロードし、必要な枚数を印刷してください。地域の集会や街頭等でご活用ください。あわせて、ホームページからオンライン署名もあります。SNS等でご活用ください。

(署名用紙のダウンロードはこちら)

https://inochinotoride.org/file/240722_shomei.pdf

(オンライン署名はこちら)

<https://forms.gle/k93FqsP14y27e8QE8>

集まった署名は、全国生活と健康を守る会連合会に送ってください。

【送付先】全国生活と健康を守る会連合会

160-0022 東京都新宿区新宿 5-12-15 KATOビル 3F

全国津々浦々から、思いをお届けよう

現在、大阪、名古屋など高裁判決後の訴訟はすべて、最高裁第3小法廷（宇賀克也裁判長）に係属しています。これからも各地の訴訟は、次々に最高裁に係属する見込みです。

そこで、当会は、2024年度総会を契機に、最高裁判所に宛てた署名活動に取り組んでいます。

現在、各地の裁判を支援する会や支援を表明している全国団体が中心になって、多くの方々の署名を集めています。

<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年会費をお振り込みください。

年会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

(口座)○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション

○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンゼロハチ) 【店番】408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

①個人or団体の口数、②名前(所属)
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。